白 指 審 第 2 号 令和5年10月23日

白井市長 笠井 喜久雄 様



白井運動公園・白井市民プール指定管理者の候補者の選定について(答申)

令和5年9月28日付け白公第21号で諮問のありましたこのことについて、審査により、白井運動公園・白井市民プール指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

令和5年9月28日付け白公第21号で諮問のありました白井運動公園・白井市 民プールの指定管理者の候補者の選定に当たり、申請のあった団体について、令和 5年10月13日に申請書類をもとに申請団体によるプレゼンテーション、委員に よる質疑などにより、指定管理者の候補者として適切かどうか公正かつ慎重に審査 を行いました。

審査の結果、いずれの団体もサービス等の評価点数が、最低評価基準点である 420点を上回っており、利用者のニーズに基づいたサービスの向上が期待できる こと、申請団体の経営状況に関する評価点数が基準点である30点を上回っており、 申請団体の財務状況が健全であることから、下記のとおり最も総評価点数の高い団 体を指定管理者の候補者として、次点の団体を優先順位第二位として、選定します。

記

施設の名称 白井運動公園・白井市民プール

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

選定団体 株式会社協栄 千葉支店

千葉県鎌ケ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号

支店長 朝武 孝雄

審査結果 総評価点数 683.6 点

優先順位第2位 株式会社クリーン工房

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

さいたま新都心 LA タワー3 OF

代表取締役 川鍋 大二

審査結果 総評価点数 570.4 点

白井市指定管理者選定審查会 会 長 寺嶋 康二

副会長 清水 尚美

委 員 上田 剛士

委 員 中川 恭子

委 員 坂巻 祐一

委 員 山下 英之

総評価点数 683.6点

## 【主な選定理由】

- ・現状の問題点及び解決策をよく認識しており、問題点を克服するための具体的な提案をしていること。
- ・他市を含め、管理実績が豊富にあり、プール設備の特性への理解度が高いこと。
- ・プールと運動公園の同時管理によるシナジーを利用した提案をしていること。

## 【評価結果】

	山桁未】			
	審査項目	審査の視点と配点	合計	
1	管理運営の基本方針について	□利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 □公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 □市の基本的な管理方針に適合しているか。	47.0	
2	市民サービスの向上方法につい て	口市民サービス向上のための提案が適切か。	49.0	
3	利用者ニーズの把握方法と対応 について	口利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	47.0	
4	サービス内容(自主事業)の実施計画について	□施設の設備・機能を活用しているか。 □特徴あるサービス提供が提案されているか。 □施設ごとに求める業務の内容は適切か。	51.0	
5	緊急時の対応について	□災害時・緊急時の体制は十分か。	45.0	
6	利用促進の方法について	口利用促進のための提案は適切か。	48.0	
7	利用料金について	□利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提 案は適切か。	49.0	
8	管理運営費の削減方法について	口経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。	46.0	
9	類似施設の運営実績について	□類似施設を運営した実績があるか。	29.0	
10	施設、設備の維持管理	□設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 □再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	50.0	
11	管理体制(職員の配置・研修計画 等)について	□職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 □職員の採用・確保は確実にできるか。 □職員に対する教育、研修体制は十分か。	48.0	
12	個人情報の保護について	□個人情報保護に対する取り組みは適切か。	43.0	
13	その他関係法令等について	□公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	42.0	
14	団体の経営状況 ※30 点に満たない場合失格	□事業者の財務状況は健全か。 □給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	45.0	
サービス等の評価点数 満点 810 点 最低基準点数 420 点 6				
	審査項目	審査の視点と配点	合計	
15	指定管理料及び収支計画書について(提案額の審査)	口事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。	3.6	
16	指定管理料及び収支計画書について(妥当性の審査)	□事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。 □指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	41.0	
価格評価点数 満点 96 点				
総評価点数 906点満点				

## 総評価点数 570.4点

## 【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計	
1	管理運営の基本方針について	□利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 □公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 □市の基本的な管理方針に適合しているか。	40.0	
2	市民サービスの向上方法につい て	口市民サービス向上のための提案が適切か。	38.0	
3	利用者ニーズの把握方法と対応 について	□利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	38.0	
4	サービス内容(自主事業)の実施 計画について	□施設の設備・機能を活用しているか。 □特徴あるサービス提供が提案されているか。 □施設ごとに求める業務の内容は適切か。	36.0	
5	緊急時の対応について	□災害時・緊急時の体制は十分か。	42.0	
6	利用促進の方法について	口利用促進のための提案は適切か。	35.0	
7	利用料金について	□利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提 案は適切か。	45.0	
8	管理運営費の削減方法について	口経費削減のための具体的な提案が示され、提案は適切か。	38.0	
9	類似施設の運営実績について	口類似施設を運営した実績があるか。	21.0	
10	施設、設備の維持管理	□設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 □再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	38.0	
11	管理体制(職員の配置・研修計画 等)について	□職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 □職員の採用・確保は確実にできるか。 □職員に対する教育、研修体制は十分か。	36.0	
12	個人情報の保護について	□個人情報保護に対する取り組みは適切か。	39.0	
13	その他関係法令等について	□公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	39.0	
14	団体の経営状況 ※30 点に満たない場合失格	□事業者の財務状況は健全か。 □給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	38.0	
サービス等の評価点数 満点 810 点 最低基準点数 420 点				
	審査項目	審査の視点と配点	合計	
15	指定管理料及び収支計画書について(提案額の審査)	□事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。	14.4	
16	指定管理料及び収支計画書について(妥当性の審査)	□事業計画の内容と比較して、提案額は適正か。 □指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	33.0	
価格評価点数 満点96点				
総評価点数 906点満点				